

貝塚市議会議長 食野 雅由 殿

公明党議員団視察報告書

公明党議員団

谷口 美保子

前園 隆博

堺谷 裕

■視察 1日目

日時 令和7年1月14日(火)～1時半～3時

場所 埼玉県入間市役所にて

説明 入間市こども支援課 こども家庭センター担当

説明員 入間市役所こども支援部こども支援課課長兼児童発達支援センター所長

兼こども家庭センター長 半田 英樹氏 保健師 亀田由紀子氏

こども支援部こども支援課こども家庭センター 副主幹 佐野 千絵氏

【全国初のヤングケアラー条例制定までの経過について】

★埼玉県ケアラー支援条例：令和2年3月31日施行

★埼玉県ケアラー実態調査：令和2年7～10月

★埼玉県ヤングケアラー実態調査：令和2年7～9月

◎入間市 杉島市長就任：令和2年11月 市長はケアラー条例の制定を公約に掲げて就任

★埼玉県ケアラー支援計画策定：令和3年3月

◎入間市ヤングケアラー実態調査：令和3年7月

◎入間市ヤングケアラー実態調査報告書：令和3年10月

◎入間市ヤングケアラー支援条例（案）パブリックコメント：令和4年2～3月

◎入間市ヤングケアラー支援条例制定：令和4年7月1日施行

（令和4年6月議会で提案）

上記のような手順により実施の運びとなった。

実態調査は10,000人へのWEBによるアンケート最小限の項目で行われ5,277人の回答を得ることが出来た。

実態調査の主な内容としては

△ヤングケアラーの存在△ケアの内容△ケアの理由△ケアに費やしている時間△日常生活への影響
△相談相手の有無 の項目で実施された。

その結果信頼して見守ってくれる、必要とするときに相談・支援してくれる

「場所・人材の確保」が求められていることが判明した。

その後実態調査を踏まえた取り組み方針を決定

① 周知・啓発 ②相談体制の整備 ③関係機関との連携 ④条例制定 ⑤支援体制の整備

② 【条例の中身について】

▲ヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長と自立が図られることを目指して
制定

▲入間市、保護者、学校、地域住民、関係機関の役割を明示し、連携体制・支援体制を整備する
ことで、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする

■市の責務 ■保護者の役割 ■学校の役割 ■地域住民等の役割 ■関係機関の役割

■早期発見 ■支援 ■支援体制の整備 ☆本人の意向を尊重しつつ支援を行う

【条例の取り組み状況】

（１）周知・啓発について

◎パンフレット、リーフレット等の配布

◎研修会、講演会、講義

◎市公式ホームページへの掲載

◎出前講座の実施

◎その他、・ケアラー月間での周知・啓発・地域ラジオ局で放送・動画作成など

（２）相談体制の整備について

◎ヤングケアラーに関する相談窓口の設置

◎総合相談支援室の設置（ケアラーの相談を担当）

◎ヤングケアラー支援マニュアル作成

（３）関係機関との連携

◎各施設を相談担当者がまわり、顔の見える関係づくり

◎市関係課連携会議、市関係課実務者会議の開催

◎埼玉県ヤングケアラー推進協議会への出席等

【支援の実施状況について】

相談受理件数：令和４年度 １４０人 令和５年度 ６３人

ヤングケアラー認定世帯：２１世帯（３１人）令和７年度１月１日現在

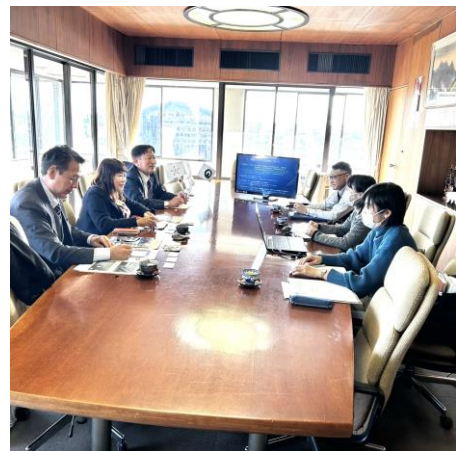
『施行後の現在の状況』

「あなたの思いを一步前に」をスローガンに掲げ、社会福祉士や心理士などの人員を増やし対応をしている

【感想】

ヤングケアラーをしっかりと支援できる体制はこれから我が貝塚市においても必要不可欠であると考えます。対応する各課の連携等の重要性も学ばせて頂きました。

対応課の充実、人員の増員なども取り入れていけるよう取り組んでいきます。



■視察 2日目

日時 1月15日（水）10時～

場所 足立区役所

内容 未来へつなぐあだちプロジェクトについて

面談者 副区長 北川嘉昭氏、議会事務局長 伊藤節子氏

説明者 あだち未来室 子どもの貧困対策・若年者支援課長 濱田康二郎氏
子どもの貧困対策係長 今茂氏

足立区子どもの貧困対策について

1. 子どもの貧困対策の取組

① 足立区の子どもを取り巻く現状

就学援助率が高い。生活保護率が高い。不登校児童・生徒が多い。

児童虐待相談件数が多い。都立高校中途退学者が多い。大学への進学率が低い。

② 貧困の連鎖を断つために

治安 ⇒ 課題 刑法犯認知数が23区ワースト1

取組 ビューティフル・ウインドウズ運動の実施

結果 刑法犯認知件数が8割減

学力 ⇒ 課題 小中学校の全国学力調査で平均を下回る

取組 データ分析の活用や教員の授業力向上

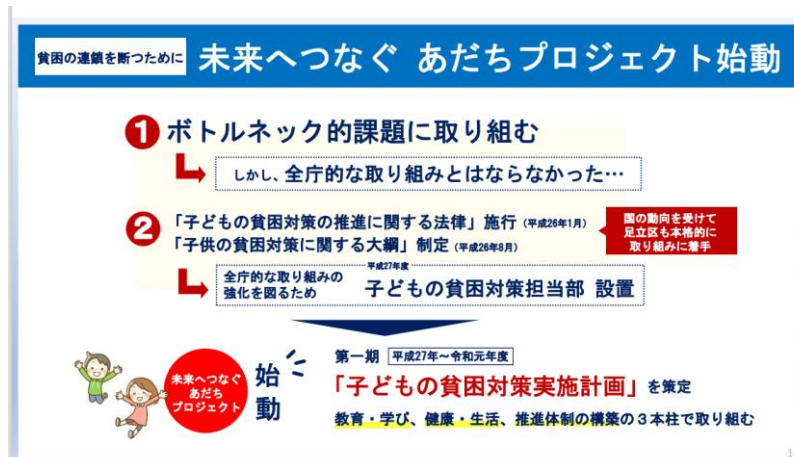
結果 小学校は平均を上回る。中学校は平均に近づく

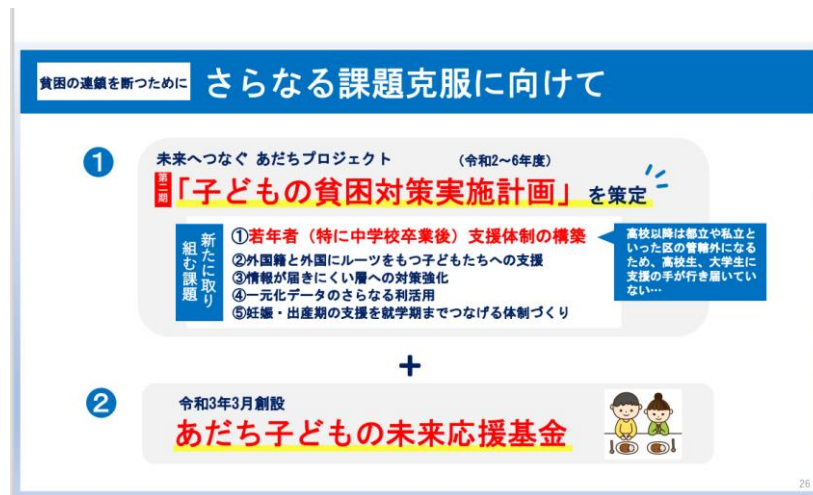
健康 ⇒ 課題 健康寿命が都平均より2歳短い

取組 糖尿病対策に特化

結果 約2歳延伸

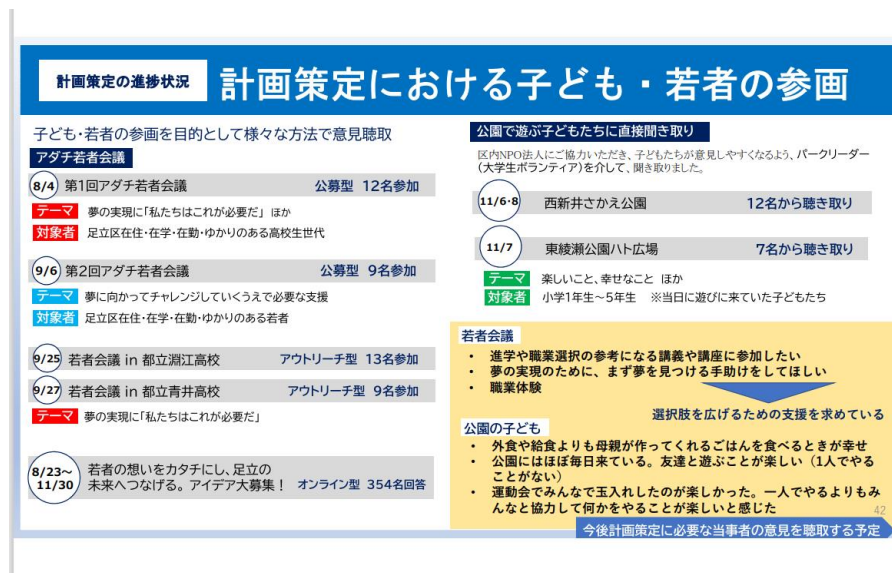
貧困の連鎖 課題 生活保護、就学援助受給者が多く、貧困が子どもたちに連鎖





2. 足立区こども計画策定に向けて

- ① 足立区こども計画策定の方向性
- ② 足立区こども計画の進捗状況



子ども計画審議会の委員に若者委員が2名

【感想】足立区は東京都23区で3番目に大きい区ですが、貧困世帯が多く、貧困の連鎖を断つ取組を進めており、先進的な取組が多く見られ、結果もでています。

本市においても貧困世帯は多く、貧困の連鎖が問題となっています。

足立区の取組を参考にして本市の子どもの貧困対策に今後もしっかり取り組んでいきたいと思ひます。



議場にて

日時： 令和 7 年 1 月 1 5 日（水）14 時 00～15 時 30 分
場所： 東京都荒川区荒川 2－5 0－1（ゆいの森あらかわ）
視察内容： 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例について
面談者： 副議長 菊地秀信氏 副区長 北川嘉昭氏 議会事務局長 伊藤節子氏
説明： 地域文化スポーツ部 ゆいの森課長 青谷 宗彦氏

荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

そうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。）その他これらに類する施設等をいう。
- (4) 学校等 区内の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）、専修学校（同法第 124 条に規定する専修学校をいう。）、各種学校（同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。）その他これらに類する施設をいう。
- (5) 読書活動読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第 5 条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第 7 条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第 8 条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等（以下「児童等」という。）の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り落いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第9条 区は、荒川区立図書館（荒川区立図書館条例（昭和25年荒川区条例第17号）第1条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。）において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

(障害等を有する区民等への支援)

第10条 区は、視覚障害、発達障害、体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする

(読書活動推進月間)

第11条 区民等の間に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

読書活動推進月間は、11月とする。

区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条

この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ゆいの森あらかわ名称の由来

人と人、本と人、地域と人、文化と人が結びつき、楽しみ・学び・安らげる、豊かな森のような施設となるよう名づけた

ゆいの森あらかわの3つの機能 ～これまでにない新しい融合施設～

- 図書館 赤ちゃんから高齢者まで、全ての世代に新たな発見と読書の楽しみを提供する場
- 吉村昭記念文学館 作家・吉村昭氏を感じ、文学に親しみ、文化を育む空間
- ゆいの森こどもひろば 子どもたちの夢や生きる力、子育ての喜びや楽しみを地域ぐるみではぐくむ荒川の未来創りの拠点

荒川区立中央図書館

- 荒川図書館 平成28年12月19日閉館 ゆいの森へ移管
- 開架：30万冊規模
- 閉架：30万冊規模
- 座席：900席以上

えほん館

- 柳田邦男先生提唱「絵本は人生に三度」
- 15回開催 柳田邦男絵本大賞
- 3万冊の絵本蔵書規模
- 子どもの遊び場と連結

ゆいの森ホール

- ・本に囲まれたホール
- ・使用していないときは閲覧席として利用
- ・区政の発信の場であり地域の発表の場

ゆいの森子ども広場

- ・子ども自身の五感を使った遊びや実体験の場
- ・異世代・同世代との交流機会の拡大
- ・子どもの活字理科離れへの対応
- ・子育てしている人の孤立防止

吉村昭記念文学館

- ・「三陸海岸大津波」「関東大震災」「戦艦武蔵」などで有名な、荒川区出身の 作家・吉村昭氏の功績を称える
- ・図書館と併設することで若い世代も親しめる文学館
- ・吉村氏とご家族の思い 図書館などとの併設寄託した資料が、より多くの方の目に触れること

図書館があるのに「静粛に！」じゃない

- ・地域コミュニティの拠点だから、会話 OK
- ・静寂の空間がいい場合は、学習室へ

飲食可スペース

- ・図書館があるのに飲食可スペースがあり、長時間滞在可能となっている
- ・カフェには貸出前の図書を持ち込める

災害時は防災拠点

- ・免震構造
- ・乳幼児、妊産婦を中心とした避難所
- ・発電機、蓄電池の設置
- ・隣地のゆいの森芝生ひろばにはマンホールトイレ、防火水槽の整備

「ゆいの森あらかわ」計画から実現までのトピックス①

- 平成17年8月～ これからの図書館調査懇談会
- 平成18年4月 「子育て支援部」設置

7月31日 吉村昭氏逝去
 11月～ 文学館のあり方に関する懇談会
 平成19年6月～ (仮称) 吉村昭記念文学館基本構想委員会
 平成21年10月 施設用地取得
 平成22年3月 複合施設の設置及び運営に関する懇談会報告書

「ゆいの森あらかわ」計画から実現までのトピックス②

平成23年3月11日 東日本大震災
 7月 (仮称) 荒川二丁目複合施設基本計画策定
 8月 設計事業者決定
 平成24年3月 荒川地区都市再生整備計画策定
 平成25年9月 東京オリンピック・パラリンピック開催決定
 平成26年3月 (仮称) 荒川二丁目複合施設 実施設計完了
 4月 地域文化スポーツ部及び複合施設準備室設備
 10月 建築工事着工

「ゆいの森あらかわ」計画から実現までのトピックス③

平成27年 2月 愛称名決定
 2月 カフェ事業者決定
 3月 吉村昭記念文学館友の会設立
 平成28年 1月 ロゴマーク決定
 3月 管理運営方針の決定
 7月 設置条例制定
 平成29年 1月 建築工事竣工
 2月 新図書館システム稼働
 3月26日 ゆいの森あらかわ開館

〈読書のまちづくり条例が制定されるまでの経緯について〉

平成30年5月27日、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行い、「本が身近にあるまちづくり」を積極的に進めてきました。その精神を更に発展・充実させ、宣言の理念をより一層深めるとともに、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくことを目的に、令和5年4月1日に条例を施行しました。

制定後の経過について

荒川区では、図書館を滞在型施設として位置付けています。生活の一部や居場所として、住民の暮らしの中に当たり前のように図書館があり、「読書のまちづくり」が続いていくことが、目指している姿です。

コロナ禍により一時的に落ち込んだものの、令和5年4月に条例が施行され、ゆいの森あらかわの来館者数・図書館の利用登録者数ともに増加傾向にあり、ゆいの森あらかわや図書館が街に自然に溶け込んだ存在になれていると考えています。

【感想】

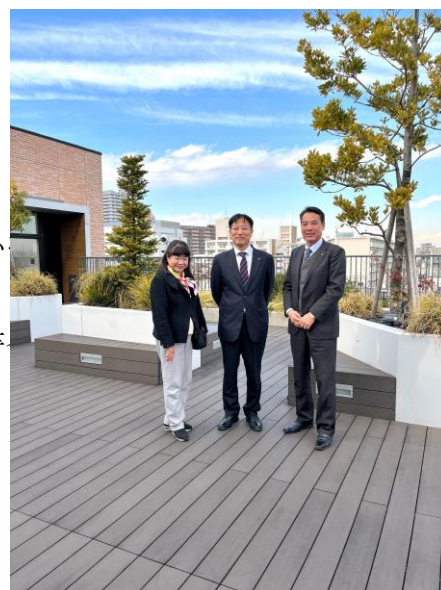
荒川区では、「読書は、心豊かに、知性を育み、地域を活性化する力となる」という理念のもと、この条例を制定し、様々な取り組みが行われています。

視察を通して、荒川区の読書活動の活発さに、大変感銘を受けました。

区民の皆様が、図書館や書店などを気軽に利用し、読書を楽しんでいる様子が、随所に感じられました。

また、区役所職員の方々の、読書への熱い思いと、地域への貢献意欲に、深く感銘を受けました。

荒川区の取り組みは、貝塚市にとっても、大変参考になるものと思います。貝塚市でも、読書を通して、市民の皆様の心を地域を活性化していく取り組みを、積極的に推進していきたいと考えています。具体的には、図書館の機能強化や、読書、学校教育との連携など、様々な施策を検討し、皆様が読書を楽しめる環境づくりを目指して参りたいと思います。



ゆいの森あらかわ屋上にて

以上